

① 空き家相続登記等補助



空き家の適切な登記を促進するため、相続登記等費用の一部を補助します。

補助対象者

空き家の所有者（法人は除く。）又は相続人

対象空き家

市内にある空き家（未登記の場合を含む）
但し、登記後に単独所有となるものに限る

補助額等

空き家の相続登記等に要する費用

（補助限度額: 10万円, 補助率: 10/10）

提出書類

補助申請時 事業実施前

- ① 交付申請書
- ② 司法書士等の見積書（写し）
- ③ 空き家の現在の所有者が確認できるもの（登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳）
- ④ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑤ その他市が必要と認めた書類（誓約書等）

実績報告時 事業完了後

- ① 事業実績書
- ② 司法書士等の領収書（写し）
- ③ 変更後の家屋の登記事項証明書

条件

江田島市に登録された空き家であること
相続登記が未了なこと

注意点

申請前に都市整備課に相談すること
補助申請後、交付決定を受けた会計年度の3月10日までに実績報告すること
未登記の場合は、広島法務局呉支局へ表示登記及び保存登記を併せて行うこと
広島法務局呉支局 登記部門
TEL0823-21-9289

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647